

## 令和7年度第3回定期監査報告書

### 1 実施した監査

鹿嶋市監査基準第3条第1項第1号で規定する財務監査

2 監査実施日 令和8年2月2日から2月4日まで

3 監査対象部 健康福祉部，都市整備部  
議会事務局，会計課，農業委員会事務局

4 監査対象期間 令和6年11月から令和7年10月まで

### 5 監査の評価項目

対象期間における契約や補助金などの財務に関する事務，出勤簿を基にした労務管理及び備品管理などが，関係法令等に則り適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

### 6 提出書類

【全所属】（該当しないものは除く）

(1) 出勤簿・年次休暇カード・時間外勤務命令簿・特殊勤務命令簿・旅行命令簿  
・勤休管理システム以外で管理している会計年度任用職員  
・上記以外は勤休管理システムで確認した。

(2) 旅行復命書

(3) 契約関係書類一式・工事，委託事業等の写真

(4) 補助金等交付申請書・同実績報告書・同交付要項

(5) 郵便切手，はがき，レターパック等の受払簿

(6) 指摘事項に関する調書

(7) 前回監査結果の改善措置状況

【施設を管理している部署】（該当しないものは除く）

(8) 空気環境等測定報告書，水質の検査報告書，ねずみ昆虫等の防除等報告書

(9) 消防設備保守点検報告書

(10) 給水設備（受水槽）清掃報告書

(11) 浄化槽保守点検報告書

(12) 排水設備（浄化槽）点検報告書

(13) 昇降機（エレベーター）点検報告書

(14) 給食センター等設備点検報告書（ボイラー・圧力容器・冷凍庫）

(15) 自家用電気工作物（キュービクル）保守点検報告書

### 7 監査の結果

財務に関する事務執行については，おおむね適正に処理されていると認められたが，一部の事務処理において，執行手続きの誤りや契約内容の不備などが確認された。これらについては，指摘の内容を十分に精査し，改善策を講ずるなどして再発の防止に努めること。

改善，検討を要する事項は次のとおりである。

(1) 契約事務について

契約事務について、①契約日より前に発注や作業着手しているもの、②決裁区分を誤っているもの（契約起案、見積通知起案、検査調書等）、③契約書に前払い・後払いの記述が混在し内容が不適切なもの、④契約書の履行期間が誤って記載されたものなどが確認できた。これらの中には、事務手続や契約内容を組織的に確認していれば誤りを防げたと思われる事例もあることから、契約事務にあたっては、組織的な確認体制を十分に意識し、事務の適正な執行に努めること。

(2) 補助金について

補助金交付決定の要件である納税状況の確認が十分行われてないものが確認できた。補助金の支出については、補助の目的と適正な交付手続きを踏まえた上で、公正な審査を行い執行すること。

(3) 出退勤・報酬等の支払いについて

補助職員の報酬等の支払いにおいて、源泉徴収額を過大に徴収している誤りが確認された。報酬等の支払いにおいては関連法規を確認しながら事務を執行し、今後の再発防止に努めること。

(4) 前回指摘事項に対する改善措置状況

前年度の定期監査において指摘した事項については、改善措置状況報告により改善が確認できた。

8 監査の結果の個別指摘事項

リスクの大きさに応じ、リスク高、リスク中に分けて指摘を行う。リスク高にあたる事項については、次年度の定期監査において改善措置状況を報告するものとする。

(1) リスク高にあたる改善等注意事項

リスク高として指摘する事項は以下のとおりである。

ア こども相談課

補助職員の源泉徴収において、費用弁償にかかる所得税額を誤って計算し、過大に徴収している。

(2) リスク中にあたる改善等注意事項

リスク中として指摘する事項は以下のとおりである。

ア 総合窓口課

賃貸借契約において、「業者選定及び見積通知起案」の決裁区分が誤っている。（課長⇒次長）

イ 保健センター

①業務内容の一部変更のため変更契約起案が決裁・校合されているが、変更契約書がない。

②業務委託において業務完了時の検査調書が作成されていない。

- ③労働者派遣業務委託契約（指名競争入札）において、落札者の決定から契約締結までの期間が財務規則に定められた7日を超過している。  
（入札 5/9, 契約 5/26）

ウ 生活福祉課

- ①システム賃貸借契約の中に案内書作成・封入封緘などの業務委託の内容が含まれており、賃貸借での契約は不適切。  
②予定価格書に専決権者の押印がない。また見積通知起案の内容が別の業務内容を説明しており不適切。  
③賃貸借契約書において、年一括前払いと年一括後払いの記載が混在しており不適切。  
④支出負担行為の決裁後、契約までの期間が不適切に空いている(16日間)。契約相手決定後の契約締結は速やかに行うべき。

エ こども相談課

機器設置業務委託契約において、支出負担行為決裁日より前の日付で注文書により発注行為を行っている。

オ 施設管理課

- ①券売機の賃貸借長期継続契約において、契約書の履行期間等の記載が誤っており不適切。  
②樹木枝払い契約において、契約日より前の日付で作業が行われている。

カ 都市計画課

補助金の交付決定において、補助金等交付規則で定められた法人の代表者に対する市税等の納税状況の確認が行われてない。

キ 下水道課

- ①工事契約における予定価格書の「入札書比較価格」の金額誤り。  
②汚水柵設置工事において、支出負担行為決議が決裁される前に契約を締結している。  
③樹木及び芝生管理業務委託の検査において、「検査調書」の決裁区分が誤っている。(次長⇒部長)

ク 議会事務局

長期継続契約の初年度契約において、「基本契約締結起案」の決裁区分が誤っている。(課長⇒局長)

以上、リスク高及びリスク中の個別指摘事項について述べたが、他の軽易な誤り等については、事務局を通して関係職員に注意し、改善を要望したので省略した。